

コメ先物試験上場について

平成23年3月8日
関西商品取引所

1. 経営安定ツールとしてのご提案

平成18年以降、コメを巡る情勢は、国内のコメ流通の自由化・多様化が進む中で価格変動リスクや集荷段階における在庫リスクが増大する一方、コメ価格センターの機能が低下し近く解散予定となっているため、公正・中立的な現物価格指標が失われ、また生産サイドでは平成22年度からは全農家を対象に直接補償を主眼とした「戸別所得補償制度」が導入され、生産者と流通業者の間にも播種（収穫）前契約の取組が進む等により経営の多様な対応が求められています。

このようにコメを巡る情勢が変化している中、昨年12月、本所内に設置している「米研究会」から

- (1) 試験上場制度に則って2年程度の期間を設けて、コメ当業者の方々の経営安定に寄与出来るか否か、生産・流通への影響の有無等について、検証するためにコメ先物市場試験事業を実施すべきとの提案がなされ、
- (2) また、「コメ受渡等ワーキンググループ」において具体的商品設計を検討されたいとの提案を受け本年3月に、「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」を取り纏めるに至りました。

以上を踏まえ、本所といたしましてはコメ関連当業者の皆様へコメ先物取引を経営安定の1ツールとしてお役に立てたいとの観点から、今回試験上場を申請させていただいた次第です。

2. 先物市場の活用法について

先物市場には多くの機能が備わっており、経営安定に有用な1ツールとして利用することができます。

具体的な例として、透明かつ公正な価格情報をタイムリーに提供ができます。

作況等による価格変動のリスクの保険手段（ヘッジ）を提供できます。先物市場の保険や現物受渡し機能を活用すれば、在庫を縮減できます。先物価格や保険機能を活用すれば、播種（収穫）前契約を進め易くなり、計画的安定的な生産・販売体制を確立できます。先物市場で将来の価格が決まれば、在庫価値の評価が可能になり、在庫を担保とした資金調達が可能となります。

3. 先物市場に対する不安や懸念への対策について

一方、我が国のコメ先物市場は、1730年、大岡越前守忠相の「大坂堂島米会所」公許より第2次世界大戦前までの約200年間、開設されていましたが、70年余りに亘りコメ先物市場が閉ざされていることや、コメの先物市場がで

きると、投機によってコメの価格が乱高下するのではないかという心配、需給調整の取組に影響を与えるのではないかという心配、コメのように価格が低下傾向にある商品は先物取引に向かないのではないか等、様々な不安や懸念がコメ当業者の方々に存在することも事実です。

そのため、コメ先物取引に対する懸念や不安を払拭する市場管理の施策を実施すると共に疑問点等にお答えするために、従来にも増してコメ当業者の皆様に対し、コメ先物取引の情報発信を充実して参る所存です。

4. 当業者の方が使い易い市場設計を目指して

市場設計にあたっては、コメ当業者の方のニーズを最優先とする考え方に基づき、特に西日本を中心とした流通実態や消費動向を勘案、関西地区当業者と生産者を繋ぐ仲介的存在としてのコメ市場の形成を念頭においています。また、関西地区の中小規模当業者の方の利便性についても配慮を加えています。

なお、昨今、コメを巡る情勢が急激に変化している中、「米トレサ制度」を始めとする様々な政策・制度が導入されており、このような政策・制度にも先物市場との整合性を踏まえながら、対応しています。

その他、先物市場に対する懸念や不安を払拭する施策として、取引所においてきめ細やかな市場管理（監視）をより充実させる体制を整備し、透明かつ公正な市場運営に努めて参ります。

5. 生産・流通への影響を検証する試験上場事業について

本所は商品先物取引法に則ってコメ当業者の方々の経営安定に寄与出来るか否か、生産・流通への影響の有無等を検証し、本上場に移行することが適切か否か判断するため、2年程度の期間を設けてコメ先物取引の試験事業の実施を提案します。

そのため、試験上場検証の結果、仮にコメの生産・流通等への悪影響が認められれば、本上場への移行は行わないことといたす所存です。

以 上

コメ先物取引 試験上場のご提案

**平成23年3月
関西商品取引所**

関西商品取引所は、コメ関連事業者の皆様の経営安定の道具として、 コメ先物市場**試験上場**を提案します

コメをめぐる情勢の変化

1. 国内のコメ流通の自由化・多様化（価格変動リスク）
2. 集荷段階での在庫リスクの増大
3. 相対取引の拡大とコメ価格センターの機能低下
4. セーフティーネットとしての戸別所得補償の導入
5. 播種（収穫）前契約の取組

先物市場の利用可能性

1. 透明かつ公正な価格情報をタイムリーに提供できます
2. 作況等による価格変動のリスクの保険手段を提供できます
3. 先物市場の保険や現物受渡し機能を活用すれば、在庫を縮減できます
4. 先物価格や保険機能を活用すれば、播種（収穫）前契約を進め易くなり、計画的安定的な生産・販売体制を確立できます
5. 先物市場で将来の価格が決まれば、在庫価値の評価が可能となり、在庫を担保とした資金調達が可能となります。

先物市場に対する不安/懸念

1. コメの先物市場ができると、投機によってコメの価格が乱高下するのではないかと心配
2. 需給調整の取組に影響を与えるのではないかと心配
3. コメのように価格が低下傾向にある商品は先物取引に向かないのではないかと心配

こうした先物市場のメリットや不安を検証するために、2年間限定の**試験上場**を提案します。

- ① 先物市場がコメ当業者の皆様の経営に役立つか、生産・流通に影響等があるかを検証するための事業です
- ② 検証の結果、何か問題があれば本上場を取り止めます。

コメ先物取引の商品設計に関する基本方針

1. コメ関連事業者にとって、使い勝手のよい先物市場とします

- ・ コメ先物取引の商品設計にあたっては、先物取引の特性を踏まえつつ、現物商慣習になるべく配慮し、売り手（渡方）も買い手（受方）も安心して取引や受渡しに参加できる商品設計とします。

2. 先物市場に対する不安や懸念の払しょくに向けた市場管理制度を行います

- ・ 「投機によって価格が乱高下するのではないか」といった不安や懸念を払しょくできるよう、きめ細やかな市場管理の仕組みを整えます。
- ・ コメ関連事業者の皆様、専門家、学識経験者など外部の専門家に参加していただき、公平で透明な市場運営体制を整えます。

3. 政策・制度、生産流通事情の変化に合わせた商品設計を行います

- ・ コメの生産流通をめぐる状況は常に変化しており、新たな政策・制度が導入されています。このような変化を踏まえて商品設計を行います。

標準品	<p>「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」に該当しない米穀であって、「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品（正味30kg紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。</p> <p>北陸産コシヒカリ（石川及び福井県産のコシヒカリをいう。）</p>
受渡供用品	<p>コシヒカリ：新潟（岩舟、一般）、山形、福島（会津、中通り、浜通り）、茨城、栃木、千葉、長野、富山、三重（一般、伊賀）、滋賀、岡山、鳥取、島根、山口</p> <p>ひとめぼれ：宮城、岩手 あきたこまち：秋田 はえぬき：山形 北海道きさら397 北海道ほしのゆめ 北海道ななつぼし 青森つがるロマン 青森まっしぐら ヒノヒカリ：福岡、佐賀、熊本、大分</p> <ul style="list-style-type: none"> 受渡供用品について、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定めます。 「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」を受渡しに供することはできないことを格付表で規定します。
呼 値	1俵(60kg)
呼 値 の 単 位	10円
取 引 単 位	1枚(3,000kg)50俵
受 渡 単 位	1枚(3,000kg)50俵
限 月	暦月連続6限月制
納 会 日	当月限各10日（当日が休業日の場合は繰り上げる。）
受 渡 日	納会日の5営業日後
受 渡 場 所	<p>①京阪神地区（奈良を含む）の本所指定倉庫（全国食糧保管協会加盟を含む。）</p> <p>②合意受渡しに基づく受渡場所</p>
受 渡 方 法 受 渡 手 段	<p>①指定倉荷証券による置き場渡し</p> <p>②受渡当事者の合意に基づく受渡方法（荷渡指図書による持込み渡し等）</p>
受 渡 方 式	<p>①倉荷証券を使用した受渡し（期日受渡し、早受渡し）</p> <p>②倉荷証券を使用しない受渡し（合意受渡し）</p> <p>③EFP取引</p>
クレー ム 処 理	<p>①裁定機関等：1) クレー ム 裁定機関を本所組織とは独立した形で当業者、検査機関等で構成される「コメ鑑定人会(仮称)」とする。 2) 前検査制度を導入（ただし、カドミウム、残留農薬を除く。）</p> <p>②クレー ム 対象項目：イ) 量目、ロ) 包装、ハ) 荷姿、ニ) 品位(着色粒)、ホ) 変質(カビ臭含む)、ヘ) 残留農薬及びカドミウム</p> <p>③クレー ム 申請期間：受渡完了後10日まで</p>

<p>値 幅 制 限</p>	<p>値幅制限の設定に当たっては、他商品よりも細やかな対応 ①値幅制限額(案):300円 ②値幅制限額の拡大について 最終節に2限月以上(当限除く)、値幅制限に達した状況が連続2営業日続いた場合、値幅制限額300円に100円を加算した額400円を翌営業日の制限額とし、連続3営業日続いた場合は更に100円を加算した額500円に、翌日、最終節に2限月以上(当限除く)値幅制限額に達しなかった場合には、段階的に400円、300円と戻すものとする。</p>
<p>証 拠 金</p>	<p>(株)日本商品清算機構(JCCH)と相談の上、決定</p>
<p>建 玉 制 限</p>	<p>コメの建玉限度枚数のイメージ(仮案) ※売り又は買いのそれぞれの限度枚数 (1) 委託者の建玉限度(当業者はヘッジ申請により建玉限度を超えることが出来る) 1番限 2番限 3番限 4番限 5番限 6番限 7番限 250枚 700枚 1000枚 2000枚 3000枚 3000枚 3000枚 (2) 会員の建玉限度 1番限 2番限 3番限 4番限 5番限 6番限 7番限 500枚 700枚 1500枚 2000枚 3000枚 3000枚 3000枚</p>
<p>建 玉 報 告</p>	<p>主務省に報告(毎営業日) 会員(受託会員・一般会員) → 取引所 → 主務省へ報告 ① 委託者の建玉報告 1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が11枚以上の場合 ② 会員(受託会員を含む。)の自己玉報告 自己玉の売り又は買いの建玉数量(他の受託会員に委託している建玉を含む。)1限月当たり21枚以上の場合</p>
<p>市場管理体制</p>	<p>① 理事長直属の法定機関「市場取引監視委員会」にコメの学識経験者を加え、コメ先物市場における監視能力の厚みを増すこととする。 ② 常設委員会の「農産物取引運営委員会」の中に「米穀部会」を設け、定期的に試験上場の実施状況を点検することとしたい。 また、当米穀部会は、コメ先物市場における格付を始めとする受渡制度等につき検討、決定する組織であり、コメ当業者、検査機関、学識経験者、商品先物取引業者等から構成される。 ③ 先物市場のみならず、現物の価格動向、在庫状況等、常時、ウォッチするために多岐に亘るコメ当業者等と連携を図り、情報収集に努めるものとする。</p>